

第 8 回

四 国 中 央 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案 書

議案第 1 号 川之江地区まちづくり基本計画の策定

平成 25 年 5 月 30 日

四国中央市都市計画審議会

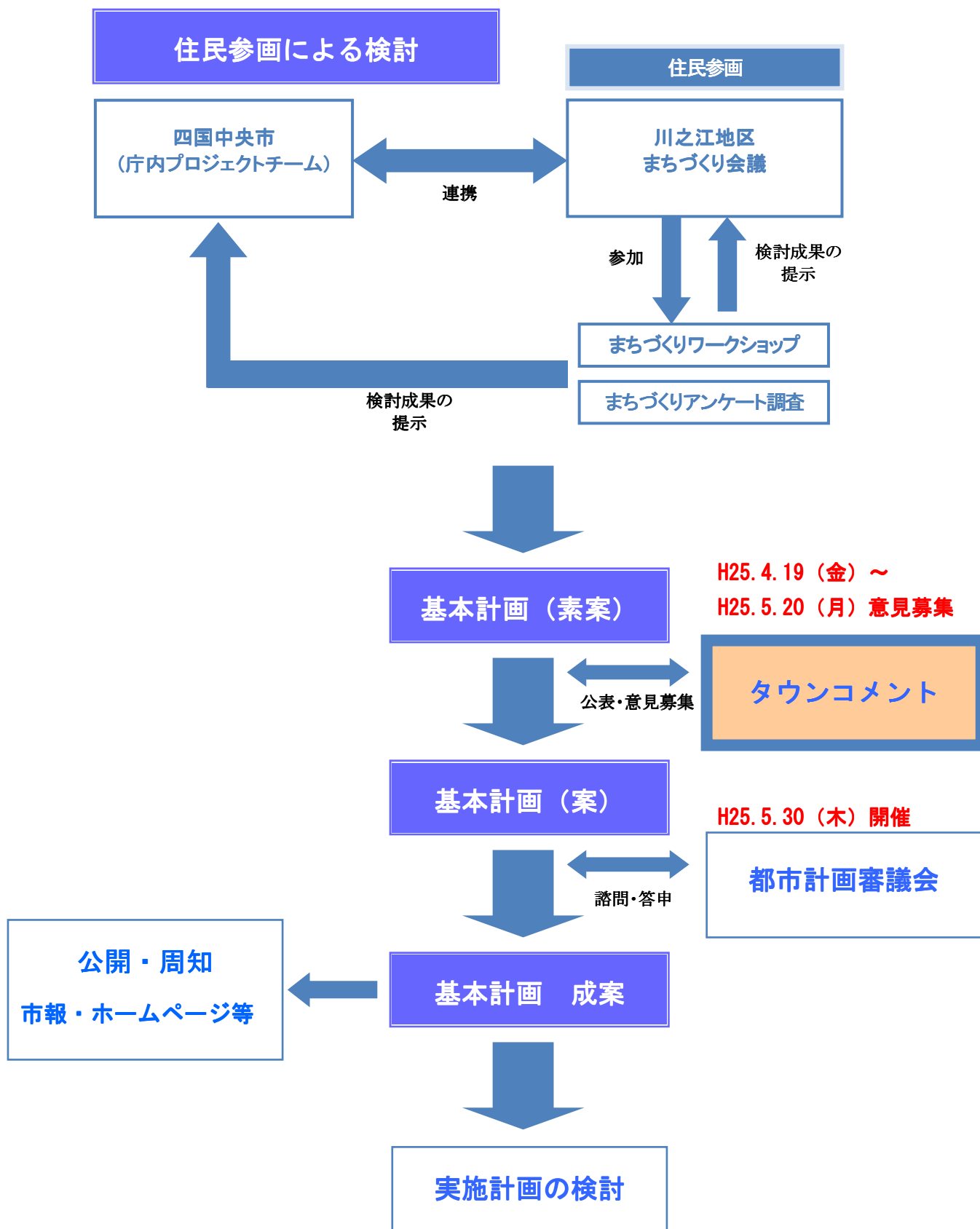
川之江地区まちづくり基本計画の策定

川之江地区まちづくり基本計画を次のとおり策定する。

名 称	概 要
川之江地区まちづくり基本計画	市民会館川之江会館跡地を地域活性化の中心拠点と位置づけ、川之江地区の総合的なまちづくりを推進するための指針を策定するものである。

詳細は、川之江地区まちづくり基本計画（案）のとおり。

川之江地区まちづくり基本計画の策定・手続きフロー



川之江地区まちづくり基本計画の概要

背景と目的

川之江会館跡地の活用検討を中心に、周辺の老朽した公共施設の整理、地域住民が快適に暮らすための社会基盤施設の整備など、川之江地区の総合的なまちづくりを推進するための指針となる「川之江地区まちづくり基本計画」を策定する。

計画対象範囲

四国中央市川之江地区（川之江小学校区全域（約 600ha、約 5,200 世帯）を対象に検討

検討体制

アンケート調査、ワークショップ（全 3 回開催）などの住民意向調査を行うとともに、各種団体関係者等で組織される「川之江地区まちづくり会議」と連携して検討

まちづくりテーマ

住民意向を踏まえ、川之江地区のまちづくりテーマ（目指す将来像）を『自然と笑みがこぼれる 住み続けたいまち』と設定

まちづくり基本方針

まちづくりテーマ（目指す将来像）の実現のため、4 つの基本方針を設定するとともに、具体的なアクションプランを示す。

【基本方針】

- 人のつながりづくり
- にぎわいづくり
- 安心づくり
- まちの基盤づくり

公共施設の再編の検討

アンケートやワークショップにおいて、公共施設の点在による不便さの解消や、集約による効率化を図るべきと指摘されていることから「効率化のため、公共施設を集約化する」ことを基本方針として検討

検討フロー

- ①対象施設のニーズの有無を判断するとともに、建物の耐用年数から「建替対象」、「継続利用」、「用途変更・縮小」、「廃止」に分類（施設別の活用方針の検討）
- ②相乗効果、機能重複の観点から統合整備の検討（施設機能の集約等の検討）
- ③統合整備用地として活用できる可能性を評価（統合整備用地の検討）

統合整備機能の抽出

公共施設再編の検討、アクションプランに基づいて必要な統合整備機能をまとめると以下のとおりとなる。

整備の検討が必要な施設

<建替対象の施設>

- ④四国中央市考古資料館
- ⑥川之江公民館
- ⑦川之江児童館
- ⑨川之江老人憩いの家

<継続利用の施設>

- ③紙のまち資料館
- ⑤かわのえ高原ふるさと館
- ⑧川之江老人つどいの家
- ⑬(城山公園)川之江運動場

<廃止の施設>

- ⑭(城山公園)川之江プール
- ⑮(城山公園)川之江3on3バスケットコート
- ⑯川之江児童館西側雑種地
- ⑰市民会館川之江会館
- ⑲市営住宅港通りアパート

アクションプランに基づき求められる施設

多世代交流を生み出す場づくり

にぎわいと集いを生み出す場づくり

みんなが使いやすい公園づくり

便利で安全な基盤づくり・防災力の強化

統合整備機能

地域交流施設
(三世代交流機能)

文化・観光拠点
(情報発信・地域資源)

公園
(憩い・イベントの場)

統合可能エリアの抽出

公共施設の再編の方針、敷地条件等から統合可能エリア 5 箇所を抽出

■エリア別の敷地面積

	施設名	公共施設再編の方針	敷地面積（㎡）	
川之江公民館 エリア	川之江公民館	統合整備	896.22	3,930.75
	川之江児童館	統合整備	1,589.55	
	川之江老人つどいの家	統合整備	84.82	
	川之江児童館西側雑種地	廃止	1,360.16	
川之江会館 エリア	市民会館川之江会館	廃止	4,261.90	9,476.45
	紙のまち資料館	継続利用 （統合整備用地）	1,436.10	
	考古資料館	統合整備	2,227.63	
	市営住宅港通りアパート	廃止	1,550.82	
城山公園 エリア	川之江プール	廃止	18,331.94	36,996.31
	川之江 3on3 バスケットコート	廃止	—	
	川之江運動場	継続利用 （統合整備用地）	18,664.37	
かわのえ高原ふるさと館 エリア	かわのえ高原ふるさと館	継続利用 （統合整備用地）	5,102.44	
老人憩いの家 エリア	老人憩いの家	統合整備 （跡地利用検討）	1,878.29	

事業スケジュールの検討

基本計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、具体的な事業等を定める「川之江地区まちづくり実施計画」を平成 25 年度に策定

基本計画に基づく施策を集中的、効率的に推進するため、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年を事業実施期間として、優先的、一体的に実施すべき事業を具体化し、その実効性のある計画としてとりまとめる。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
まちづくり 計 画	実施計画 策定	整備計画 策定	事業 実施				

■主要公共設施位置圖

